

兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第7号

令和2年6月16日から兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日兵庫県指令市振第2297号）第12条第1項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、後期高齢者医療保険料額決定通知書等の中に「兵庫県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは「兵庫県後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸」とあるのは「兵庫県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 山名 宗悟」と読み替える。

令和2年6月15日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸